

おくやみハンドブック

高岡市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
高岡市では、ご遺族の皆様が行う市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

高岡市役所 0766-20-1111 (代表)

各種手続き

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ (目安)

期限	手続き	手続き先	参照ページ	
7日以内	死亡届の提出	市役所	—	
<p>死亡届が受理されると、火葬許可証をお渡します。 1~2週間程度経過すると、死亡の記載のある住民票や戸籍謄本などが取得できるようになります。</p>				
14日以内	世帯主変更の手続き	市役所	P.7~	
	健康保険などの手続き ・資格確認書の返還(お持ちの方のみ) ・健康保険の変更・加入など	勤務先の健康保険	故人の勤務先	P.34~
		国民健康保険	市役所	P.9~
		後期高齢者医療制度(75歳以上の方)	市役所	P.11~
	年金関係の手続き	年金事務所	P.33~	
身体障がい者福祉関係の手続き	市役所	P.20~		
15日以内	児童手当請求など	市役所	P.16~	
すみやかに	公共料金などの契約変更や解約	各契約先	P.35~	
3か月以内	遺言書や相続財産の確認	法務局等	P.37~	
	相続放棄	法務局等	P.37~	
4か月以内	亡くなられた方の所得税の準確定申告	税務署	P.38~	
10か月以内	遺産分割協議	—	P.37~	
	保険金・有価証券の払い戻し・名義変更など	金融機関	P.36~	
	相続税の申告、納付	税務署	P.38~	
2年以内	葬祭費や高額療養費等支給申請・国民年金死亡一時金請求	市役所	P.9~	
3年以内	不動産の所有権移転登記申請	法務局	P.38~	

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

必要な手続き

市役所で行う手続きは5ページ・6ページのチェックリストをご確認ください。
なお、スマートフォンやパソコンから亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご利用ください。

おくやみ手続きナビ



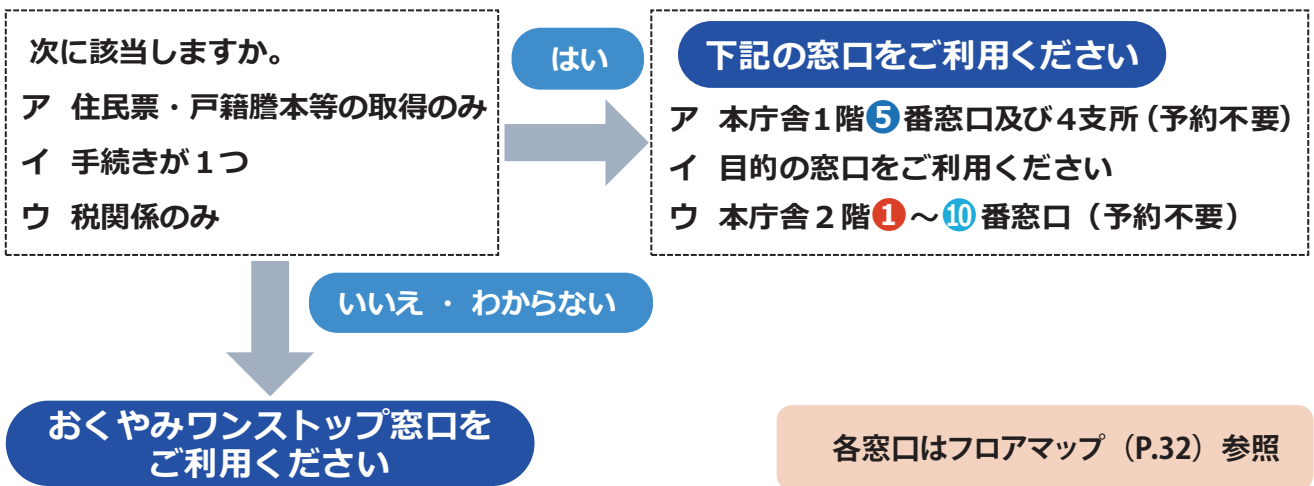
おくやみワンストップサービスのご案内

ご遺族などが市役所で行う手続きについて、まとめて受付・案内します。

【場所】本庁舎1階⑥番窓口

【対象者】高岡市に住民登録があった方のご遺族

【対象ケース】下記のフロー図でご確認ください。



【利用方法】

死亡届を提出してから1週間後を目安に、利用日の前日までにスマートフォン等で来庁予約をしてお越しください。（予約優先・電話予約なし）

窓口来庁予約・
窓口混雑状況



高岡市公式LINEからもアクセス可能



※手続きによっては、一度で手続きが完了しない場合や、専門の窓口へご案内する場合があります。
※高岡市以外へ死亡届を提出された場合は、戸籍や住民票の死亡記載に日数を要します。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

市役所で行う手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	世帯主だった	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	P.14
保介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.15
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	満18歳の年度末(障がい児は20歳未満)までの児童を養育していた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格証を持っていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	小・中学校の児童・生徒がいる	
	<input type="checkbox"/>	こどもが保育園に入所している	P.19

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	障がい者手帳を持っていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	心身障害者福祉年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.23
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産の所有者であった	P.24
	<input type="checkbox"/>	市県民税が課税されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	市税を口座振替で納付していた	
	<input type="checkbox"/>	市税の未納がある、課税されているかわからない	P.26
その他	<input type="checkbox"/>	原付バイクや小型特殊自動車(トラクター等)を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	
	<input type="checkbox"/>	住んでいた家が空き家になった	P.29
	<input type="checkbox"/>	二上霊苑、福岡町霊園、戸出墓地に墓を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	農地を持っていた・借りていた	
<input type="checkbox"/>	森林を持っていた	P.31	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカードは返還不要です。死亡日をもって失効するため、ご家族などで破棄していただいて差し支えありません。 ただし、相続等の手続きに伴い、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）が必要になる場合があるため、落ち着いてから破棄されることをお勧めします。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
	1階 ⑦マイナンバーカード (市民課) ☎ 0766-20-1337 ※支所も可

世帯主だった

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合のみ届出をしてください。 なお、市役所から新しく世帯主になれる方を電話にて確認する場合があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	1階 ⑥戸籍届出・住所変更 (市民課) ☎ 0766-20-1337 ※支所も可

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返還または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）も失効するため、返還または破棄してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	1階 ⑤ 証明書 (市民課) ☎ 0766-20-1338 ※支所も可

MEMO

2. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなったときは、資格確認書を返還してください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書	1階 ①国民健康保険 (保険年金課) ☎ 0766-20-1374 ※支所も可
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

手続き② 国民健康保険葬祭費の支給

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなったときは、申請により葬祭を行った人(喪主)に葬祭費(3万円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書	1階 ①②国民健康保険 (保険年金課) ☎ 0766-20-1361 ※支所も可
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(領収書等) <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの(通帳等)	

手続き③ 国民健康保険税の振替口座の再設定

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で保険税を口座振替で納付されていた場合は、振替口座の再設定をしてください。 なお、納付書で納付する場合は手続きは不要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振替口座番号がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 銀行の届出印	1階 ①②国民健康保険 （保険年金課） ☎ 0766-20-1357 ※支所も可

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 医療・国保に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなったときは、資格確認書を返還してください。	随時
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	1階 ③ 後期高齢者医療 (保険年金課) ☎ 0766-20-1481 ※支所も可

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなったときは、申請により葬祭を行った人(喪主)に葬祭費(3万円)が支給されます。 ※直葬(通夜や葬儀を行わない場合)を除きます。 申請様式は46ページの「富山県後期高齢者医療葬祭費支給申請書」をご利用ください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	1階 ③ 後期高齢者医療 (保険年金課) ☎ 0766-20-1481 ※支所も可
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことと喪主の氏名が確認できるもの(領収書等) <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの(通帳等)	

手続き③ 後期高齢者医療保険料の還付

手続き詳細	期 限
<p>加入者の納付済保険料に超過分がある場合、相続人へ還付しますので振込口座を登録してください。</p> <p>申請様式は48ページの「還付金請求書（兼）口座振込依頼書」をご利用ください。</p>	<p>死亡から2年以内 （場合により期限を延長することがあります）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	受付窓口
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p>	<p>1階</p> <p>③後期高齢者医療 （保険年金課）</p> <p>☎ 0766-20-1481</p> <p>※支所も可</p>

手続き④ 後期高齢者医療高額療養費の支給

手続き詳細	期 限
<p>加入者の医療費が自己負担限度額を超えていた場合、相続人に高額療養費が支給されますので、振込口座変更の届出をしてください。</p> <p>申請様式は50ページの「富山県後期高齢者医療 申立誓約書兼口座変更届出書」をご利用ください。</p>	<p>死亡から2年以内 （場合により期限を延長することがあります）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	受付窓口
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p>	<p>1階</p> <p>③後期高齢者医療 （保険年金課）</p> <p>☎ 0766-20-1481</p> <p>※支所も可</p>

2. 医療・国保に関する手続き

手続き⑤ 後期高齢者医療送付先の変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の住所に郵便物の受取人がいない場合、送付先変更の届出をしてください。</p> <p>申請様式は52ページの「後期高齢者医療送付先変更届」をご利用ください。</p>	随時
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	受付窓口
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>1階</p> <p>③後期高齢者医療 (保険年金課)</p> <p>☎ 0766-20-1481</p> <p>※支所も可</p>

限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返還

手続き詳細	期 限
<p>国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返還してください。</p> <p>※職場の健康保険に加入していた場合は、加入していた健康保険組合へお問い合わせください。</p>	死亡から14日以内
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	受付窓口
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 限度額適用認定証</p> <p><input type="checkbox"/> 標準負担額減額認定証</p>	<p>1階</p> <p>①②国民健康保険 (保険年金課)</p> <p>☎ 0766-20-1361</p> <p>※支所も可</p>

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還してください。 ※職場の健康保険に加入していた場合は、加入していた健康保険組合へお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 特定疾病療養費受療証	1階 ①②国民健康保険 (保険年金課) ☎ 0766-20-1361 ※支所も可 ③後期高齢者医療 (保険年金課) ☎ 0766-20-1481 ※支所も可

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

3. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合は、被保険者証等を返還してください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	2 階 ⑪ 介護保険・介護給付 (長寿福祉課) ☎ 0766-20-1375 ※支所も可

手続き② 介護保険料の還付申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険料を再計算し翌月通知します。 保険料を納めすぎている場合は、相続人へ還付しますので振込口座を登録してください。	還付通知日から2年以内
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの(通帳等)	2 階 ⑪ 介護保険・介護給付 (長寿福祉課) ☎ 0766-20-1375 ※支所も可

4. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等

手続き詳細	期 限
①児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合 ②児童手当の対象児童が亡くなられた場合 いずれも手続きをしてください。 ただし、公務員の場合は、職場へ申請してください。	死亡日の翌日から15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方など
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等） <input type="checkbox"/> 健康保険の資格情報がわかるもの	2 階 ⑩ こどもの助成 （子ども・子育て課） ☎ 0766-20-1381 ※支所も可

満18歳の年度末（障がい児は20歳未満）までの児童を養育していた

手続き① 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなり、ひとり親家庭等になられた方で、満18歳となる年度の3月31日までの子どもを養育されている場合は、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成を申請することができます。 申請前に面談が必要となりますので、事前にお問い合わせください。 ※児童扶養手当のみ、児童が障がい児の場合は20歳未満 ※所得制限あり	随時
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの（申請者と児童のもの） <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 健康保険の資格情報がわかるもの（申請者と児童のもの） <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等）	2 階 ⑩ こどもの助成 （子ども・子育て課） ☎ 0766-20-1381

4. 子育てに関する手続き

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失等

手続き詳細	期 限
<p>①児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成を受給していた方が亡くなられた場合</p> <p>②児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成の対象児童が亡くなられた場合</p> <p>いずれも手続きをしてください。</p> <p>申請前に面談が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p> <p>※①の場合で、今後児童を養育する方が支給要件を満たすときは、新たな受給者として申請することができます。</p> <p>※所得制限あり</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①手当の対象となっていた児童など</p> <p>②受給者</p>
必要なもの	受付窓口
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p><input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等）</p>	<p>2 階</p> <p>16 こどもの助成 （子ども・子育て課）</p> <p>☎ 0766-20-1381</p>

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等

手続き詳細	期 限
<p>特別児童扶養手当を受給していた保護者及び対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失します。未払いの手当があるときは請求、受給資格が継続するときは受給者変更や金額改定等の手続きをしてください。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>今後児童を養育する方など</p>
必要なもの	受付窓口
<p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等）</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</p>	<p>2 階</p> <p>16 こどもの助成 （子ども・子育て課）</p> <p>☎ 0766-20-1381</p>

こども医療費受給資格証を持っていた

手続き こども医療費受給資格証の返還

手続き詳細	期 限
こども医療費受給資格証の対象児童が亡くなられた場合、死亡日をもって失効しますので、資格証を返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	2 階 ⑯ こどもの助成 (子ども・子育て課) ☎ 0766-20-1381 ※支所も可

小・中学校の児童・生徒がいる

手続き 就学援助費の受給申請・保護者変更等

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられ、経済的な理由により、小・中・義務教育学校へ通うことが困難になった場合、学用品費や学校給食費など、学校にかかる費用の一部の援助を受けることができます。 ※すでに就学援助を受給していた保護者が亡くなられた場合は、学校へ保護者変更等の届出をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 今後児童を養育する方 (保護者)
必要なもの	受付窓口
詳しくは学校へお問い合わせください。	在籍している学校 または 市役所 5 階学校教育課 ☎ 0766-20-1451

4. 子育てに関する手続き

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所等の届出事項の変更

手続き詳細	期 限
保育所・保育園に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの	2 階 15 入園相談 (子ども・子育て課) ☎ 0766-20-1377

MEMO

5. 障がい福祉に関する手続き

障がい者手帳を持っていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、市役所の窓口で返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	1 階 ⑪障がい福祉相談 (社会福祉課) ☎ 0766-20-1369 ※身体障害者手帳の返還のみ支所も可

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、資格喪失の届出をしてください。未払いの手当があるときは、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの(通帳等)	1 階 ⑪障がい福祉相談 (社会福祉課) ☎ 0766-20-1369

5. 障がい福祉に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、資格喪失の届出をしてください。未払いの手当があるときは、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等）	1 階 ⑪障がい福祉相談 （社会福祉課） ☎ 0766-20-1369

心身障害者福祉年金を受給していた

手続き 心身障害者福祉年金の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者福祉年金を受給していた場合、資格喪失の届出をしてください。未払いの手当があるときは、相続人が受取ることができます。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 振込先口座番号がわかるもの（通帳等）	1 階 ⑪障がい福祉相談 （社会福祉課） ☎ 0766-20-1369

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者等医療費受給資格証・一部負担金助成該当者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者等医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失しますので、受給者証を返還してください。なお、未請求分の医療費領収書があるときは請求の手続きをしてください。	未請求分の請求は、発生日から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者等医療費受給資格証・一部負担金助成該当者証	1階 ⑪障がい福祉相談 (社会福祉課) ☎ 0766-20-1369 ※支所も可

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって失効しますので、受給者証を返還してください。	随時
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	1階 ⑪障がい福祉相談 (社会福祉課) ☎ 0766-20-1369

5. 障がい福祉に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	死亡から3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族（加入者）
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 障がい者の消除された住民票 遺族のもの <input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 加入者の住民票	1階 ⑪障がい福祉相談 （社会福祉課） ☎ 0766-20-1369

手続き② 心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（心身障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求ができます。	死亡から3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族（障がい者、年金管理者）
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 加入者の消除された住民票 遺族のもの <input type="checkbox"/> 障がい者の住民票 <input type="checkbox"/> 年金管理者の住民票	1階 ⑪障がい福祉相談 （社会福祉課） ☎ 0766-20-1369

6. 税金に関する手続き

固定資産の所有者であった

手続き① 固定資産の相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた後、相続登記が完了していない場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をしてください。ここで指定された相続人代表者は、法務局での相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	死亡から概ね 3 か月以内
	手続き可能な人 相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 納税通知書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 戸籍等相続関係がわかるもの（確認後返却。亡くなられた方と同じ世帯の方は不要） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認	2 階 ⑩償却資産 (資産税課) ☎ 0766-20-1272

手続き② 固定資産の共有代表者の変更

手続き詳細	期 限
複数人で共有している固定資産の代表者が亡くなられた場合、代表者変更の届出をしてください。	死亡から概ね 3 か月以内
	手続き可能な人 共有者または相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 納税通知書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類	2 階 ⑩償却資産 (資産税課) ☎ 0766-20-1272

6. 税金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

市県民税が課税されていた

手続き 送付先の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人代表者となる方は「市税に関する異送付先申請書」を提出してください。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出してください。	死亡から概ね 3 か月以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	2 階 ① 個人市県民税 (市民税課) ☎ 0766-20-1257

市税を口座振替で納付していた

手続き 市税の口座振替の変更

手続き詳細	期 限
市税振替口座の名義人が亡くなられた場合、口座が使用不可となるため、登録内容を変更してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族など
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 納税通知書 (あれば)	2 階 ⑥ 税金の納付 (納税課) ☎ 0766-20-1276
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 変更を希望する口座の通帳・届出印	※支所も可

市税の未納がある、課税されているかわからない

手続き 納税状況の確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税の未納があるか確認します。未納がある場合、相続人が納税義務の承継者となり、納税方法などについて相談ができます。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族など
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 納税通知書 (あれば)	2 階 ⑥ 税金の納付 (納税課) ☎ 0766-20-1276
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

MEMO

7. その他に関する手続き

原付バイクや小型特殊自動車（トラクター等）を持っていた

手続き 原付バイクや小型特殊自動車（トラクター等）の廃車

手続き詳細	期 限
原付バイクや小型特殊自動車（トラクター等）の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きをしてください。	名義変更は 死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	2階 ④ バイクの登録・廃車 (市民税課) ☎ 0766-20-1263 ※支所も可

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の飼い主が亡くなった場合は、登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更手続きをしてください。	飼い主の死亡から30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	受付窓口
	7階 市民生活課 ☎ 0766-20-1351

上下水道を使用していた

手続き 上下水道の使用中止または使用者変更

手続き詳細	期 限
上下水道の利用者が亡くなったときは、使用中止または利用者の変更をしてください。なお、使用中止は、Webからもお申込みできます。「高岡市上下水道使用開始および中止」で検索してください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	受付窓口
	上下水道局 1階水道料金センター ☎ 0766-20-1616

市営住宅に入居していた

手続き① 市営住宅明渡・入居承継の申請

手続き詳細	期 限
入居者（住宅名義人）が亡くなった場合、借りていた市営住宅の明渡または市営住宅の入居継承の手続きをしてください。 ※入居継承は、一定の条件を満たす同居者が、引き続き同住宅での居住を希望される場合の申請です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書	6階 建築政策課 ☎ 0766-20-1403

7. その他に関する手続き

手続き② 市営住宅の世帯員異動

手続き詳細	期 限
同居者が亡くなられた場合、市営住宅の世帯員異動の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 入居者（住宅名義人）
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 死亡診断書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 住民票	6階 建築政策課 ☎ 0766-20-1403

住んでいた家が空き家になった

手続き 空き家に関する相談

手続き詳細	期 限
住んでいた家が空き家になることで、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがあるため、適正に管理してください。 なお、空き家の売却・賃貸・管理・相続などのご相談については下記の「住まいの総合相談所」をご利用ください。	随時
	手続き可能な人 相続人等
必要なもの	受付窓口
	6階 建築政策課 ☎ 0766-30-7291 【住まいの総合相談所】 高岡市空き家活用推進協議会 (高岡市丸の内1-40 高岡商工ビル9階) ☎ 0766-25-0021

二上霊苑、福岡町霊園、戸出墓地に墓を持っていた

手続き 使用者変更

手続き詳細	期 限
二上霊苑、福岡町霊園、戸出墓地にある墓の使用者が亡くなられたときは、使用者変更の手続きをしてください。	すみやかに 手続き可能な人 新しい使用者（承継者）
必要なもの	受付窓口
故人のもの <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証 <input type="checkbox"/> 死亡事項の記載がある戸籍 <input type="checkbox"/> 火葬許可証（納骨する場合） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 死亡者と承継者の続柄がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> 承継者の住民票（本籍表示入り）	【二上霊苑、福岡町霊園】 7階 市民生活課 ☎ 0766-20-1327 【戸出墓地】 戸出支所 （戸出町2丁目13-4） ☎ 0766-63-1250

農地を持っていた・借りていた

手続き ①所有者変更・②耕作者変更、解約

手続き詳細	期 限
①法務局での相続登記完了後、農地法第3条の3の規定による届出書を提出してください。 届出書様式は農業委員会事務局へ取りに来ていただくか、高岡市ホームページからダウンロードしてください。（「高岡市公式ホームページ 農地相続」と検索） ②相続人が引き続き耕作を行う場合は賃借権の相続の手続き、耕作を行わない場合は解約の手続きをしてください。	①権利取得を知った日から 10か月以内 ②すみやかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> ①②相続したことが証明できるもの（遺産分割協議書、登記変更後の登記簿など） <input type="checkbox"/> ②印鑑（認印でかまいません）	4階 農業委員会事務局 ☎ 0766-20-1473

7. その他に関する手続き

森林を持っていた

手続き 森林の土地の所有者変更

手続き詳細	期 限
新たに森林の土地の所有者になられた方は、届出をしてください。 法務局での相続登記完了後、登記事項証明書等をご持参ください。	死亡から90日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	受付窓口
遺族のもの <input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 (地図) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (写しでも可)、または土地の売買契約書など 権利を取得したことがわかる書類	4階 農地林務課 ☎ 0766-20-1316

MEMO

年金関係の手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	<input type="checkbox"/>	期 日	詳 細	問合せ先
必要な手続きの確認	<input type="checkbox"/>	14日以内にお問い合わせください。 ※年金の支給を受ける権利は5年	亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	高岡年金事務所 (中川園町11番20号) ☎0766-21-4180 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	死亡日から5年以内	未支給年金は、年金を受給している方が亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていたご遺族が受取ることができます。 ※共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	高岡年金事務所 (中川園町11番20号) ☎0766-21-4180
遺族基礎年金の請求	<input type="checkbox"/>	死亡日から5年以内	遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた子のいる配偶者または子のうち、支給条件を満たす方が受取ることができます。 ※「子」とは、18歳到達の年度末日までにある方（障がいのある方は20歳未満）	
寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/>	死亡日から5年以内	寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を同じくしていた妻が60歳から65歳までの間、受取ることができるものです。 なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	
国民年金死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/>	死亡日から2年以内	死亡一時金は、亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金の第1号保険者であるとき、その方と生計を同じくしていたご遺族が受取ることができます。 ただし、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。 ※この手続きは、市役所でも受付可能 ただし、必要な持ち物は年金事務所に確認してください。 【市役所受付窓口】 1階④国民年金(保険年金課) ☎0766-20-1362 ※支所も可	
遺族厚生年金の請求	<input type="checkbox"/>	死亡日から5年以内	遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方と生計を同じくしていたご遺族が受取ることができます。	

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返還など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返還		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返還してください。
国民健康保険などへの加入		故人の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	(33 ページ参照)

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合については、相続の手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 高岡税務署 ☎ 0766-21-2501
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

市役所外の主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

身分証関係

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	運転免許証の返還	高岡警察署 ☎ 0766-23-0110 富山県運転教育センター ☎ 076-441-2211 高岡運転免許更新センター ☎ 0766-26-8080
パスポート	<input type="checkbox"/>	パスポートの返還	富山県旅券センター 高岡支所 (高岡旅券センター) ☎ 0766-27-1855

公共料金等

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
新聞	<input type="checkbox"/>		
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>		
インターネット	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

財産関係

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
普通自動車（660cc超） 二輪車（125cc超）	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車の手続き	北陸信越運輸局 富山運輸支局 ☎ 050-5540-2044
軽自動車（660cc以下）	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車の手続き	軽自動車検査協会 富山事務所 ☎ 050-3816-1852
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結・凍結解除の 手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
有価証券（株、債券、投資信託など）	<input type="checkbox"/>	名義変更、売却など	証券会社等
個人年金保険	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求など	各金融機関
iDeCo	<input type="checkbox"/>	死亡一時金の請求	各金融機関
NISA	<input type="checkbox"/>	死亡の届出（相続人の 課税口座への移管）	各金融機関

その他

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお 問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	高岡厚生センターへお 問い合わせください。	高岡厚生センター ☎ 0766-26-8414

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などに「誰の」「何が」必要か確認してから、市役所にお越しください。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所（本庁舎1階⑤証明書または支所）の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10か月	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

手続きの問合せ先

<input checked="" type="checkbox"/>	種類	内容	問合せ先
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	高岡税務署 ☎ 0766-21-2501
<input type="checkbox"/>	不動産登記	土地・家屋等の所有権移転（相続） 登記など	富山地方法務局高岡支局 ☎ 0766-22-7372
<input type="checkbox"/>	相続放棄	相続放棄など	富山家庭裁判所高岡支部 ☎ 0766-22-5230

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

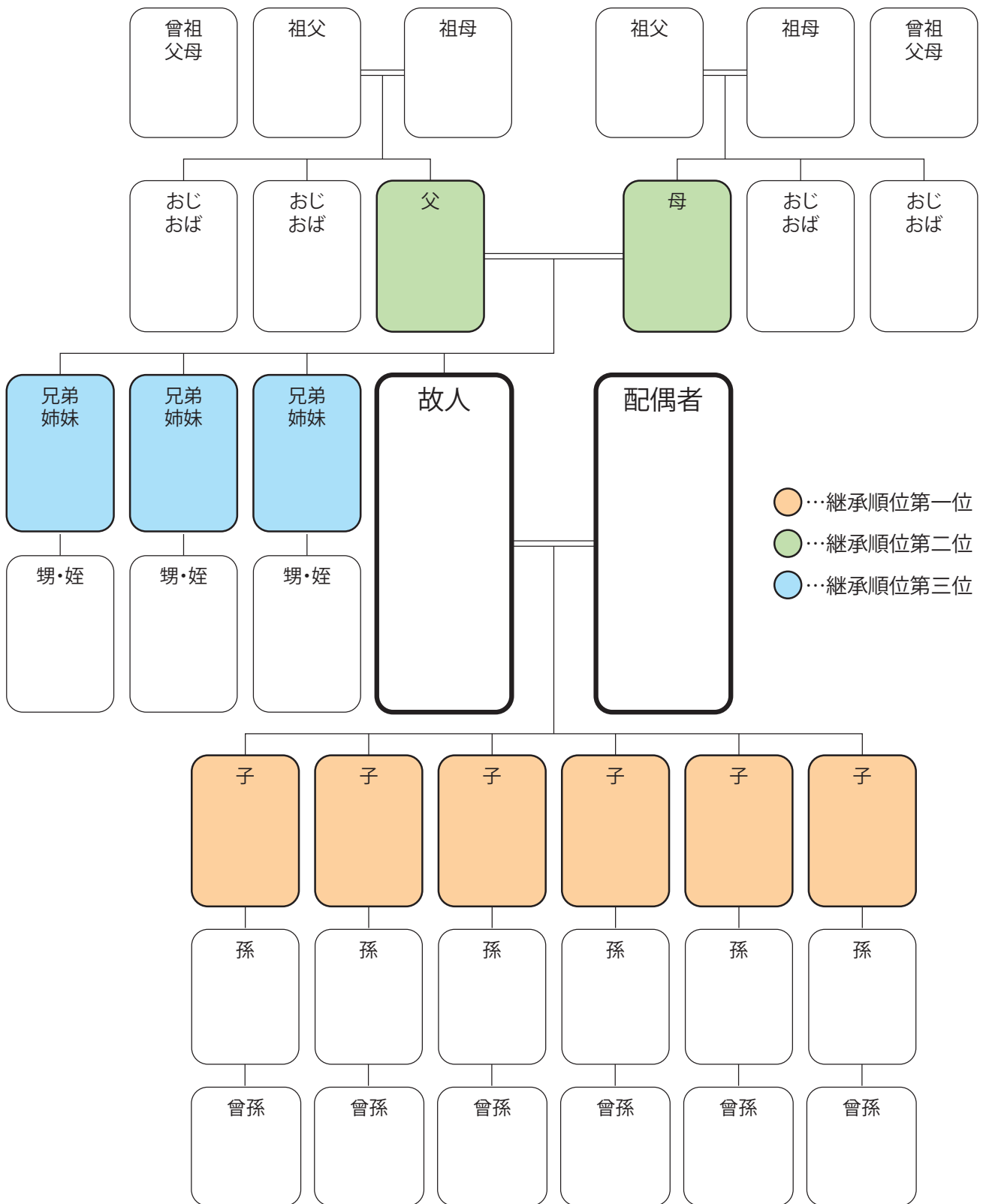
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

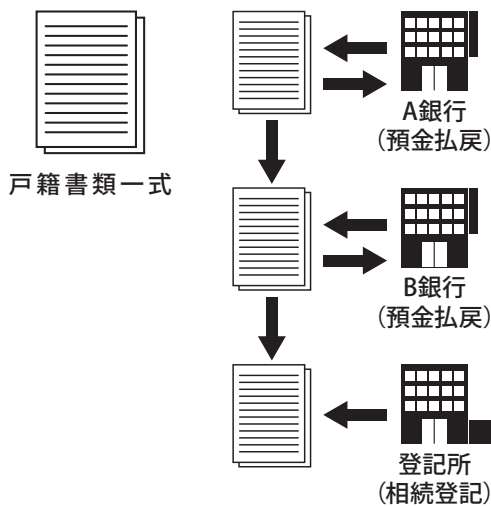
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

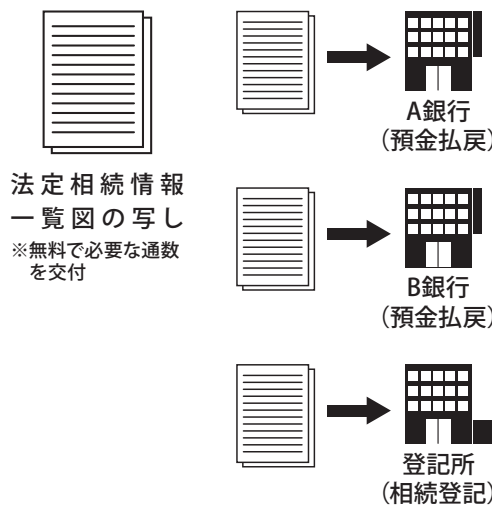
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状（死亡に関する手続き用）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

◆ 1. 委任する方（頼む方）

委任年月日		令和	年	月	日
氏名	フリガナ	生年月日	大・昭・平・令		
	署名 ※委任する方ご本人が署名してください。		年	月	日
			日中連絡先		
住所	※委任する方ご本人が記入してください。				

◆ 2. どなたを代理人にしますか（頼まれる方）

高岡市長様					
私は下記の者を代理人として、以下(◆3)の権限を委任します。					
氏名	※委任する方ご本人が記入してください。		生年月日	大・昭・平・令	
				年	月
住所	※委任する方ご本人が記入してください。				

◆ 3. 何を委任しますか（頼む手続きにチェックを入れてください。）

_____の死亡に伴う以下の手続きを委任します。

死亡届に関するすべての手続き（こちらにチェックした場合、下記のチェックは不要です。）

住民票・戸籍・印鑑登録証明等の取得手続き

〔※印鑑登録証明書の請求には印鑑登録証（カード）が必要です。〕
亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。〕

国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する手続き

介護保険に関する手続き

障がい者福祉に関する手続き

市税に関する手続き（市民税・県民税・森林環境税）

年金に関する手続き

その他（ _____ ）

委任事項を必ず記入してください。

記入がない場合、代理人の方が届出や証明書の請求をすることはできません。

※市処理欄

原本保管課	市民課・保険年金課・長寿福祉課・社会福祉課・子ども子育て課・市民税課・(_____)課
-------	---

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

記入例

富山県後期高齢者医療葬祭費支給申請書

保険者番号	3	9	1	6	2	0	2	9	被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7
被保険者氏名	高岡 太郎																
生年月日	明治・大正・昭和 15 年 1 月 1 日							性別	男・女								

支給金額	¥30,000-
------	----------

死亡年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
葬祭日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
葬祭執行者 (※)	住所	}	葬祭執行者が死亡した場合等、申請者と異なる場合のみ記載。
	氏名		
	電話番号		

振込先 金融機関	北陸 銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()						高岡 本店 支店 出張所						
	金融機関コード						店舗コード						
預金種目	普通・当座・貯蓄						<ul style="list-style-type: none"> 口座番号は7桁です。7桁未満の場合は先頭を0で埋めてください。 口座名義人はカタカナで左詰めで記入し、姓と名の間は1字空けてください。 						
口座番号	0	1	2	3	4	5	6						
口座名義人 (カタカナ)	タ	カ	オ	カ	ハ	ナ	コ						

富山県後期高齢者医療広域連合長 様

上記のとおり申請します。
なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

令和 ○年 ○月 ○日

〒939-0192

申請者 住所 高岡市福岡町大滝12番地
(葬祭執行者)

氏名 高岡 花子

死亡者との続柄 配偶者

電話番号 0766 (64) 5333

市町村確認欄	葬祭執行者	<input type="checkbox"/>	新聞慶弔欄	<input type="checkbox"/>	会葬礼状	<input type="checkbox"/>	その他 ()
	届出人	<input type="checkbox"/>	確認済み				

※欄は、申請者と同じ場合は記載不要です。

富山県後期高齢者医療葬祭費支給申請書

保険者番号	3	9	1	6	2	0	2	9	被保険者番号	0								
被保険者氏名																		
生年月日	明治・大正・昭和						年	月	日	性別	男・女							

支給金額	¥30,000-
------	----------

死亡年月日	令和	年	月	日
葬 祭 日	令和	年	月	日
葬祭執行者 (※)	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()						本店 支店 出張所				
	金融機関コード						店舗コード				
預金種目	普通・当座・貯蓄						<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号は7桁です。7桁未満の場合は先頭を0で埋めてください。 ・口座名義人はカタカナで左詰めで記入し、姓と名の間は1字空けてください。 				
口座番号											
口座名義人 (カタカナ)											

富山県後期高齢者医療広域連合長 あて

上記のとおり申請します。

なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

令和 年 月 日

〒

申請者 住 所 _____
(葬祭執行者)

氏 名 _____

死亡者との続柄 _____

電話番号 _____ () _____

市町村確認欄	葬祭執行者	<input type="checkbox"/> 新聞慶弔欄	<input type="checkbox"/> 会葬礼状	<input type="checkbox"/> その他 ()
	届出人	<input type="checkbox"/> 確認済み		

※欄は、申請者と同じ場合は記入不要です。

記入例

還付金請求書(兼)口座振込依頼書

被保険者

被保険者氏名	高岡 太郎	被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7
生年月日	明治・大正・昭和	15年 1月 1日	性別			男・女				

振込先口座 (いずれかに☑して記入してください)

振込口座を指定します。

金融機関名	北陸		銀行	信用金庫	高岡		本店		出張所		
	信用組合		協同組合		支店						
	銀行コード	支店コード	預金種別		口座番号						
			1: 普通	2: 当座	0	1	2	3	4	5	6
口座名義人 (カタカナ)	タカオカ ジロウ										

被保険者の公金受取口座を利用します。
 ※ 還付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、チェック☑してください。
 ※ 公金受取口座を使用する場合は、金融機関情報の記入は不要です。

おくやみの場合は、亡くなられた方の口座は利用できないためチェックできません。

高岡市長 あて

後期高齢者医療保険料過誤納還付金を上記の指定口座へ振り込んでください。

なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

また、被保険者が死亡している場合には死亡した被保険者に係る後期高齢者医療保険料過誤納還付金の請求及び受領に関する一切を相続人を代表して行うことを申し立て、その責任の全てを負うことを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

〒933-8601

申立者 住所 高岡市広小路7番50号

氏名 高岡 次郎

電話 0766 (20) 1481

続柄 本人・配偶者・子・その他 ()

●申立者は、法定相続人代表者となります。
 ※法定相続人とは、配偶者及び子(亡くなられている場合は孫・ひ孫)、親、兄弟姉妹(亡くなられている場合はその子)になります。

還付金請求書(兼)口座振込依頼書

被保険者

被保険者氏名		被保険者番号					
生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日	性別	男・女	

振込先口座 (いずれかにして記入してください)

<input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を指定します。										
金融 機関名					銀 行 信用金庫 信用組合 協同組合					本店 支店 出張所
	銀行コード			支店コード		預 金 種 別	口 座 番 号			
						1: 普通 2: 当座				
口座 名義人 (カタカナ)										
<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者の公金受取口座を利用します。 ※ 還付金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください。 ※ 公金受取口座を使用する場合は、金融機関情報の記入は不要です。										

高岡市長 あて

後期高齢者医療保険料過誤納還付金を上記の指定口座へ振り込んでください。

なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

また、被保険者が死亡している場合には死亡した被保険者に係る後期高齢者医療保険料過誤納還付金の請求及び受領に関する一切を相続人を代表して行うことを申し立て、その責任の全てを負うことを誓約します。

令和 年 月 日

〒

申立者 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ (_____) _____

続 柄 本人・配偶者・子・その他 (_____)

記入例

富山県後期高齢者医療 申立誓約書兼口座変更届出書

○死亡された被保険者について

保険者番号	3	9	1	6	2	0	2	9	被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7
被保険者氏名	高岡 太郎																
生年月日	明治・大正・昭和 15 年 1 月 1 日							性別	男・女								
死亡年月日	令和 ○年 ○月 ○日																

○変更する振込先口座

振込先金融機関	北陸				銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()				高岡				本店 支店 出張所			
	金融機関コード				店舗コード											
預金種目	普通・当座・貯蓄								<ul style="list-style-type: none"> ・口座番号は7桁です。7桁未満の場合は先頭を0で埋めてください。 ・口座名義人はカタカナで左詰めで記入し姓と名の間は1字空けてください。 							
口座番号	0	1	2	3	4	5	6									
口座名義人(カタカナ)	タカオカ ハナコ															

- ・該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は () 内に記載してください。
- ・網掛けの中の記載は不要です。

富山県後期高齢者医療広域連合長 様

上記のとおり、後期高齢者医療 [高額療養費 ・ 療養費 ・ 葬祭費] の振込先口座の変更を依頼します。

なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

また、死亡した被保険者に係る後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律第56条）について、富山県後期高齢者医療広域連合より支給される療養費等の申請、請求及び受領に関する一切を相続人を代表して行うことを申し立て、その責任の全てを負うことを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

〒939-0192

申立者 住所 高岡市福岡町大滝12番地
(※相続人代表者)

氏名 高岡 花子

被保険者との続柄 配偶者 ・ 子 ・ その他 ()

電話番号 0766 (64) 5333

※相続人とは、法定相続人になります。

法定相続人とは、配偶者及び子（亡くなっている場合は孫・ひ孫）、親、兄弟姉妹（亡くなっている場合は、その子）になります。

富山県後期高齢者医療 申立誓約書兼口座変更届出書

○死亡された被保険者について

保険者番号	3	9	1	6	2	0	2	9	被保険者番号	0								
被保険者氏名																		
生年月日	明治・大正・昭和						年	月	日	性別	男・女							
死亡年月日	令和						年	月	日									

○変更する振込先口座

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 ()										本店 支店 出張所			
	金融機関コード										店舗コード			
預金種目	普通・当座・貯蓄										・口座番号は7桁です。7桁未満の場合は先頭を0で埋めてください。 ・口座名義人はカタカナで左詰めで記入し姓と名の間は1字空けてください。			
口座番号														
口座名義人 (カタカナ)														

- ・該当するものに○をつけてください。該当するものがない場合は () 内に記載してください。
- ・網掛けの中の記載は不要です。

富山県後期高齢者医療広域連合長 様

上記のとおり、後期高齢者医療 [高額療養費 ・ 療養費 ・ 葬祭費] の振込先口座の変更を依頼します。

なお、振込先口座が私の名義でない場合は、口座名義人に受領の権限を委任します。

また、死亡した被保険者に係る後期高齢者医療給付（高齢者の医療の確保に関する法律第56条）について、富山県後期高齢者医療広域連合より支給される療養費等の申請、請求及び受領に関する一切を相続人を代表して行うことを申し立て、その責任の全てを負うことを誓約します。

令和 年 月 日

〒

申立者 住所 _____

(※相続人代表者)

氏名 _____

被保険者との続柄 配偶者・子・その他 ()

電話番号 _____ ()

※相続人とは、法定相続人になります。
 法定相続人とは、配偶者及び子（亡くなっている場合は孫・ひ孫）、親、兄弟姉妹（亡くなっている場合は、その子）になります。

キリトリ線

記入例

後期高齢者医療送付先変更届 (新規 変更 解除)

被 保 険 者	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7															
	(フリガナ) 氏 名	タカオカ タロウ 高岡 太郎	生年 月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 1 5 年 1 月 1 日													
	住 所	〒 9 3 9 - 0 1 9 2 高岡市福岡町大滝 1 2 番地															
送 付 先	(フリガナ) 氏 名	タカオカ ジロウ 高岡 次郎 (18字以内)	TEL	0 7 6 6 - 2 0 - 1 4 8 1													
	住 所	〒 9 3 9 - 8 6 0 1 高岡市広小路 7 番 5 0 号 (40字以内)															
	被保険者との関係	子															
	理 由	本人死亡のため															
種 別		<input checked="" type="checkbox"/> 全部 / <input type="checkbox"/> 一部 (<input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賦課 <input type="checkbox"/> 徴収 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 医療費通知 <input type="checkbox"/> 後発医薬品)															
<p>富山県後期高齢者医療広域連合長 宛て</p> <p>上記のとおり、被保険者にかかる後期高齢者医療関係書類を送付先に送付 また、変更後の住所に郵便物が届かない場合や連絡がつかない場合は解除</p> <p>令和 ○年 ○月 ○日</p> <p>申請者 氏 名 高岡 次郎</p> <p>※申請者と届け出される方が異なる場合は次の欄もご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">届出者が送付先と異なる場合は記入してください。</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="3">届 出 者</td> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被保険者との関係</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">届出者の氏名を記入してください。</div>					届 出 者	氏 名				住 所				被保険者との関係			
届 出 者	氏 名																
	住 所																
	被保険者との関係																

※以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	本人確認書類	1 点 書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 (H24.4.1以降) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 顔写真付きの官公署が発行した身分証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ()
		2 点 書類	<input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 介護被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明書等 <input type="checkbox"/> その他 () ※2点書類の場合は「漢字氏名」及び「生年月日」又は「住所」が記載されているものに限る。
	代 理 人	<input type="checkbox"/> 委任状 (任意代理人) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (法定代理人)	
	備 考		

市町村受付印	広域連合受付印

後期高齢者医療送付先変更届(□新規 □変更 □解除)

被 保 険 者	被保険者番号																
	(フリガナ) 氏 名	生年 月 日	□明治 □大正 □昭和 年 月 日														
	住 所	〒 -															
送 付 先	(フリガナ) 氏 名	(18字以内)	TEL														
	住 所	〒 - (40字以内)															
	被保険者との関係																
	理 由																
種 別		□全部/□一部(□資格 □賦課 □徴収 □給付 □医療費通知 □後発医薬品)															
<p>富山県後期高齢者医療広域連合長 宛て</p> <p>上記のとおり、被保険者にかかる後期高齢者医療関係書類を送付先に送付いただきますよう届出ます。 また、変更後の住所に郵便物が届かない場合や連絡がつかない場合は解除されることを了承します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">※申請者と届け出される方が異なる場合は次の欄もご記入ください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">届 出 者</td> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被保険者との関係</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> </table>					届 出 者	氏 名				住 所				被保険者との関係		TEL	
届 出 者	氏 名																
	住 所																
	被保険者との関係		TEL														

※以下の欄は記入しないでください。

処 理 欄	本人 確認 書類	1点 書類	□個人番号カード □運転免許証 □運転経歴証明書(H24.4.1以降) □パスポート □障害者手帳等 □在留カード等 □顔写真付きの官公署が発行した身分証明書等 □その他 ()
		2点 書類	□資格確認書 □介護被保険者証 □年金手帳・証書 □官公署が発行した身分証明書等 □その他 () ※2点書類の場合は「漢字氏名」及び「生年月日」又は「住所」が記載されているものに限る。
	代 理 人	□委任状(任意代理人) □登記事項証明書(法定代理人)	
	備 考		

市町村受付印	広域連合受付印

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 高岡市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年4月

高岡市役所

本庁舎	高岡市広小路 7-50	☎ 0766-20-1111 (代表)
伏木支所	高岡市伏木湊町 13-1	☎ 0766-44-0481
戸出支所	高岡市戸出町 2丁目 13-4	☎ 0766-63-1250
中田支所	高岡市下麻生 1108	☎ 0766-36-1133
福岡支所	高岡市福岡町大滝 12	☎ 0766-64-5333

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を高岡市が推奨するものではありません。

